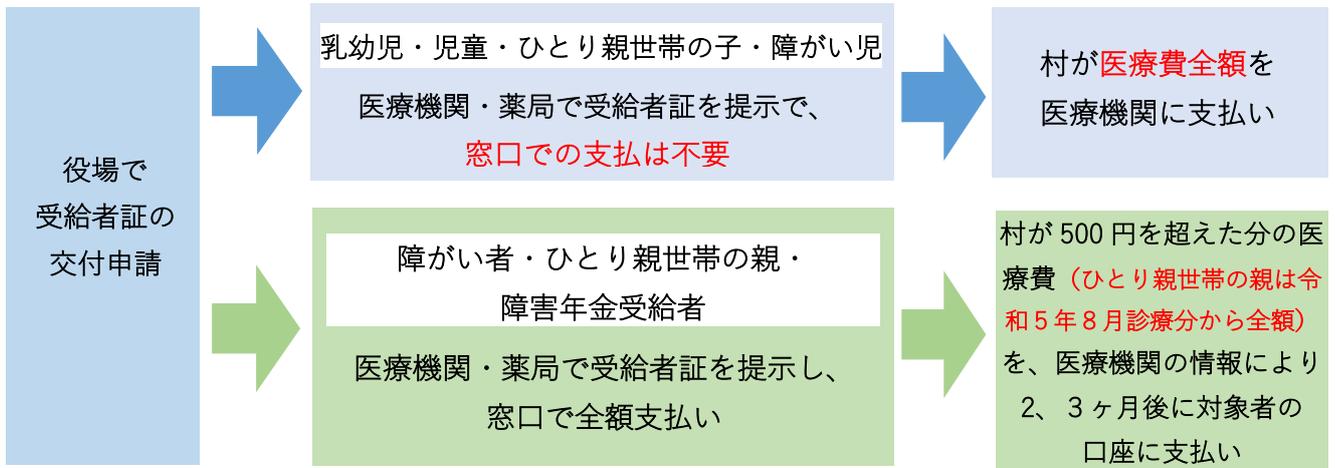


○福祉医療費の給付

乳幼児・児童・ひとり親世帯の親と子及び重度の障害のある方等の保険適用内の医療費の負担軽減のための制度です。下記に該当する方は、役場窓口で「福祉医療費受給者証」の交付申請をして医療機関・薬局で提示してください。

〈給付の流れ〉（令和5年8月診療分より）



区分	対象者	要件※
障がい者	身体障害者手帳	1級、2級、3級(3級の方は所得税非課税の方のみ)
	療育手帳	A1、A2、B1
	65歳以上国民年金法施行別表該当	国民年金法施行令別表
	精神障害者保健福祉手帳	1級、2級(ともに通院のみ、2級の方は所得税非課税の方のみ)
	障害年金受給者	障害年金受給者で所得税非課税の方
乳幼児・児童	乳幼児・児童	出生児～高校3年生(18歳に到達した以降の3月31日まで)
ひとり親家庭等	ひとり親世帯で児童を養育している親と児童または父母のいない世帯	高校3年生(上記と同じ)までの子ども(高校または施設等に在学中の場合は19歳まで延長可)と親

* 乳幼児・児童以外のすべての区分には制限があります。また、対象医療は保険適用内のものとなります。

* 交付申請時の持ち物は、健康保険証、通帳、手帳等になります。また、転入した方は、所得証明書が必要となります。